

資料 2

県境不法投棄に関する今後の方針

平成13年 7月17日

青森県環境政策課
(廃棄物・不法投棄対策室)

不法投棄廃棄物に関する応急対策

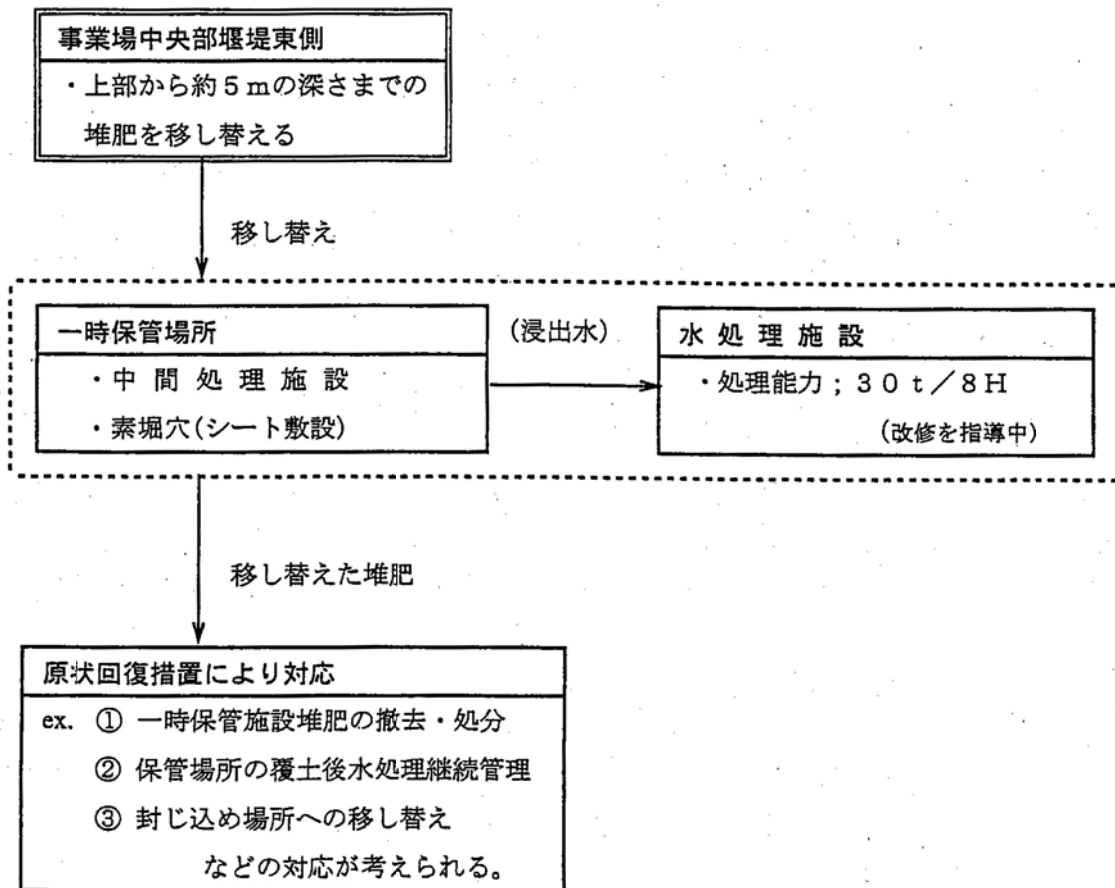
1. 現 況

- 1) 平成12年度の汚染実態調査の結果等から、有機溶剤混じりの堆肥は、事業場中央部堰堤東側、堆肥置場、中央部堰堤西側及びRDF5の下部に確認されている。
- 2) この中でも特に、中央部堰堤東側で視認される堆肥が有機溶剤による汚染度が高いことが確認されているが、この堆肥からの浸出水は堰堤下部に設置されたヒューム管から流れ出し、沢筋をとってラグーンに流れ込み、ラグーンから地中に浸透し、田子町水道水源に影響を与えていると想定されている。

2. 応 急 対 策

【有機溶剤混じりの堆肥】

事業場内で最も汚染度が高い堆肥を当該場所から撤去・一時保管し、できる限り環境への負荷の軽減を図っておき、恒久対策手法の確立とともに一時保管堆肥の処理方法について検討する。



【R D F 様 物】

RDF様物については、今のところ事業場周辺の生活環境へ与える影響が少ないものと予想されることから、当分の間は、有機溶剤混じりの堆肥の応急対策を優先的に講じていく。

県境不法投棄に係る恒久対策に向けた調査方法及びスケジュール

